

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R7企工 阿南工業用水道 送水管布設替工事（継続費）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
本工事は、複数のユーザー企業を抱える阿南工業用水道の重要な送水管を布設替する工事である。全長約1.9kmに及ぶ工事区間沿線の各関係者に対し、工事期間中、配慮しなければならない次の全ての事項について具体的に記述すること。 ①騒音について ②振動について ③地盤沈下について ④利水環境(地下水位等)について	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R7企工 阿南工業用水道 送水管布設替工事（継続費）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
①騒音について ②振動について ③地盤沈下について ④利水環境(地下水位等)について	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R7企工 阿南工業用水道 送水管布設替工事（継続費）

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
本工事は、阿南工業用水道管の老朽化が進んでいるなか、耐震化仕様の新設管の布設を行うものである。現場が地下水位の高い場所であることを踏まえ、立坑内作業の安全対策と、浸水等への対策について、具体的に記述すること。また、新管布設に関しては、管を傷めることなく、かつ精度を高くするための施工管理方法等について具体的に記述すること。 ①立坑内作業における作業員への安全対策について ②立坑内の浸水等への対策について ③シールド工における施工管理方法及び品質確保について ④铸铁管配管工における施工管理方法及び品質確保について	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名 ： R 7 企 工 阿南工業用水道 送水管布設替工事（継続費）

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
①立坑内作業における作業員への安全対策について	
②立坑内の浸水等への対策について	
③シールド工における施工管理方法及び品質確保について	
④铸铁管配管工における施工管理方法及び品質確保について	

※ A 4 版 1 枚（1 ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

共同企業体名：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R〇〇 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
---------	------------------

具 体 的 な 施 工 計 画

〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。

① 〇〇・・・

② △△・・・

③ ■■・・・

④ ××・・・

※①～④の記述に対して、他の項目で評価することはないので、
テーマに沿った記述になっているか、再確認すること

特に具体的な施工計画を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合

② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合

③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合

④ A4版でない場合

⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。